



島根県報

平成18年12月26日(火)
号外第126号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

島根県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

島根県税条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第105号)

1 規則の概要

平成18年度税制改正による地方税法の改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(1) 島根県税条例施行規則の一部改正

ア 引用条項の整理(第36条・第40条・第45条・第60条・第91条・第102条関係)

イ 様式の整備(第90号の3様式・第90号の5様式・第104号様式・第122号様式・第181号様式・第201号様式関係)

(2) 島根県核燃料税条例施行規則の一部改正

様式の整備(第2号様式関係)

(3) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正

様式の整備(第17号様式関係)

2 施行期日

平成19年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第105号

島根県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県税条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第36条の表第11号中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改め、同表第12号中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改め、同表第13号中「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改める。

第40条の表第1号中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改める。

第45条の表第3号中「第74条の23第4項」を「第74条の23第5項」に改める。

第60条第3項の表第3号中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改める。

第91条第3項の表第4号中「第699条の21第4項」を「第699条の21第5項」に改める。

第102条の表第15号中「第700条の33第4項」を「第700条の33第5項」に改める。

不申告 加算金	対象基本税額			
	加算金 (%)			
	加算対象税額			
	加算金 (%)			
	計 (+)			C

に改める。

第104号様式表面中

- 7 地方税法第74条の24第1項の規定による。
- 8 地方税法第74条の24第2項の規定による。

を

- 7 地方税法第74条の23第4項の規定による。
 - 8 地方税法第74条の24第1項の規定による。
 - 9 地方税法第74条の24第2項の規定による。
- に改める。

第122号様式表面中

不申告 加算金		$\frac{\quad}{100}$	
------------	--	---------------------	--

を

不申告 加算金	対象基本 税額		$\frac{\quad}{100}$	
	加算対象 税額		$\frac{5}{100}$	
	計			

に、

- 7 地方税法第91条第1項の規定による。
- 8 地方税法第91条第2項の規定による。

を

- 7 地方税法第90条第4項の規定による。
- 8 地方税法第91条第1項の規定による。 に改める。
- 9 地方税法第91条第2項の規定による。」

第181号様式表面中

不申告 加算金		$\frac{\quad}{100}$	
------------	--	---------------------	--

を

不申告 加算金	対象基本 税額		$\frac{\quad}{100}$	
	加算対象 税額		$\frac{5}{100}$	
	計			

に改める。

第201号様式その1中「不足税額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。」を削り、

不申告	基本税額			
加算金	加算金 (%)			

を

不申告 加算金	対象基本税額							
	加算金(%)							
	加算対象税額							
	加算金(%)							
	加算金計							

に、

1	地方税法第700条の30第1項の規定による	5	地方税法第700条の33第2項の規定による
2	地方税法第700条の30第2項の規定による	6	地方税法第700条の33第3項の規定による
3	地方税法第700条の30第3項の規定による	7	地方税法第700条の34第1項の規定による
4	地方税法第700条の33第1項の規定による	8	地方税法第700条の34第2項の規定による

を

1	地方税法第700条の30第1項の規定による	6	地方税法第700条の33第3項の規定による
2	地方税法第700条の30第2項の規定による	7	地方税法第700条の33第4項の規定による
3	地方税法第700条の30第3項の規定による	8	地方税法第700条の34第1項の規定による
4	地方税法第700条の33第1項の規定による	9	地方税法第700条の34第2項の規定による
5	地方税法第700条の33第2項の規定による		

に、

「また、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。」

を

「また、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。」

《 延滞金の計算方法 》

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数(A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数 - (A)}}{365} \right\}$$

2 0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合になり

ます。

- 3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。
- 4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

に改める。

第201号様式その1別紙を削る。

第201号様式その2中 「 7 地方税法第700条の34第1項の規定による
8 地方税法第700条の34第2項の規定による」 を

- 「 7 地方税法第700条の33第4項の規定による
8 地方税法第700条の34第1項の規定による に改める。
9 地方税法第700条の34第2項の規定による」

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県核燃料税条例施行規則(平成16年島根県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2号様式表面中 「

	不申告加算金		$\frac{\quad}{100}$		
--	--------	--	---------------------	--	--

 を

不申告加算金	対象基本税額		$\frac{\quad}{100}$			に、
	加算対象税額		$\frac{5}{100}$			
	計					

- 「 7 地方税法第279条第1項の規定による。 を 「 7 地方税法第278条第4項の規定による。
8 地方税法第279条第2項の規定による。」 8 地方税法第279条第1項の規定による。 に改める。
9 地方税法第279条第2項の規定による。」

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第3条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(平成16年島根県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第17号様式表面中 「

	不申告加算金	円	/ 100	円	円	円
--	--------	---	-------	---	---	---

 を

不申告加算金	対象基本税額	円	/ 100	円		に改める。
	加算対象税額	円	5 / 100	円		
	計			円	円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則、島根県核燃料税条例施行規則及び島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の規定は、平成19年1月1日以後に申告書又は納入申告書の提出期限が到来する県税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した県税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則及び島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。